



# 「始めよう 市民主役の まちづくり」

## まちづくり条例 市民委員会開催中

8月26日の「第一回三好市まちづくり条例を考える市民委員会」から始まった委員会ですが、第二回目となる10月2日の辻山幸宣先生をお迎えした講演会を経て、いよいよ本格的な議論を開始しました。

10月14日の第三回委員会では、各委員が考えたまちづくり条例のキャッチコピー案への投票を行い、最優秀作品となった「始めよう 市民主役の まちづくり」をキャッチコピーとして採用することとしました。

10月からは原則として月2回、委員の中から委員長に選出された岸上清氏（井川町西井川）、同じく副委員長に選出された好中正明氏（東祖谷釣井）を中心に20名の市民委員で、まちづくり条例の枠組み策定に向けた意見交換を進めています。第三回では、まず委員の皆さんの考え方の整理や意見出しを目的として、「三好市のいいところと課題」というテーマでワークショップを開催しました。ここでは簡単にまとめを紹介します。

### 第3回委員会

#### 「三好市のいいところと課題」

- 【自然・環境】「いっしょん」 自然が豊か、環境がよい、観光資源・文化・芸能資源が豊富
- 【課題】 自然の荒廃が問題
- 【人・コミュニティ】「いっしょん」 古き良きコミュニティ、人間関係がある、人材の育成が大事
- 【住民と行政の関係、行政の課題】「課題」 合併してもまだ三好市としての一体感に乏しい、合併により地域の個性がなくなっていく
- 【まちづくり・地域活性化】「いっしょん・課題」 山間地には不便なこととよいところが共存している
- 【課題】 伝統文化を大切にしていない面がある、少子化で若者が減っている、過疎化と高齢化、商店街の活性化

このように、11月以降も引き続き委員会での議論を継続していきます。

市民が主役のまちづくり条例策定には、多くの皆さんの意見が重要です。今後も市報等で進捗状況を報告してまいります。各総合支所でも委員会を開催して参りますので、多数のご参加をお願いします。なお、参加が難しい場合はご意見をファックスやメールでお寄せください。

### まちづくり条例とは？

三好市が策定をめざしているまちづくり条例は、自治基本条例ともいわれ、三好市がめざす自治体としての基本的な理念や、市民参加による市政運営のルールを定める条例です。これからは地方主権の時代だといわれています。そのため市役所と議会だけでなく、市民や事業者、市民活動団体など様々な主体が、共に公共の担い手となり、地域の自治を担っていくことが求められています。まちづくり条例は、その基本的なルールを定めるという意味を持っており、「自治体の憲法」といわれることもあります。



市民委員会では、毎回真剣な意見交換が行われています。

お問い合わせ先

三好市企画調整課

電話 72-7607・ファックス 72-7202  
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp



今月号から市報表紙のタイトル上部に、まちづくり条例のキャッチコピーを記載しました。